

○農林水産省告示第 号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第十六条の規定に基づき、平成三十年農林水産省告示第五百七十六号（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第十六条、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第二十四条第一項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令並びに遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則第十七条及び第二十一条の規定に基づき、農林水産大臣が生産又は流通を所管する検査対象生物である物についての同法第十六条の主務大臣が指定する場合等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

一

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「法」という。）第十六条の主務大臣が指定する場合は、次の表の上欄に掲げる生物の種類であつて同表の中欄に掲げる国又は地域において生産されたものを、同表の下欄に掲げる用途への使用等を目的として輸入する場合とする。

検査対象生物の種類	国又は地域	用途
(略)	(略)	(略)
ワタ	インド、ギリシャ共和国及び中華人民共和国	栽培用

二～四 (略)

改正前

一

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「法」という。）第十六条の主務大臣が指定する場合は、次の表の上欄に掲げる生物の種類であつて同表の中欄に掲げる国又は地域において生産されたものを、同表の下欄に掲げる用途への使用等を目的として輸入する場合とする。

検査対象生物の種類	国又は地域	用途
(略)	(略)	(略)
ワタ	インド及びギリシャ共和国	栽培用

二～四 (略)

附 則

この告示は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行し、改正後の規定は、この告示の施行の日から起算して十日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日の翌日以後に輸入する検査対象生物について適用する。